

お知らせ

記者発表資料 | 令和 3年 9月 24日

同時発表先： 合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、
岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、
山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

10月から12月は 『建設業取引適正化推進期間』です ～ みんなで守る適正取引 ～

中国地方整備局は、建設業の取引適正化を図るため、10月から12月に以下の取組を行うこととしておりますのでお知らせします。

国土交通省は、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、建設業における取引の適正化の推進を図ってきたところですが、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられます。

これを踏まえ、国土交通省や都道府県では、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」として、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うこととしており、中国地方整備局での取り組みは、この活動の一環として行うものです。

1. 期間 令和 3年10月 1日～12月28日

2. 主催 中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

3. 実施内容

- (1) 広報媒体（ポスター、ホームページ等）を通じた普及・啓発
- (2) 建設企業等を対象とした講習会等の開催※（概要は、別紙のとおり）
- (3) 立入検査等の実施

※講習会の取材は可能です。取材を希望される場合は、事前に以下の問い合わせ先（建政部 計画・建設産業課）宛てにお知らせ願います。

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）
【担当】建政部 建設業適正契約推進官 米田 正裕（内線6119）
建政部 計画・建設産業課長補佐 土井 学（内線6142）

「令和3年度建設業取引適正化推進期間」における中国地方整備局管内の取組

1. 趣 旨

建設業における取引の適正化については、従来から建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、令和3年度においても、本省から示された「建設業取引適正化推進期間実施要領」を踏まえ、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」（以下「期間」という。）とし、建設業の取引適正化に関する法令遵守を推進する活動を集中的に行います。

2. 期 間

令和3年10月1日～12月28日

3. 主 催

国土交通省中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

4. 実施内容

（1）広報媒体を通じた普及・啓発

中国地方整備局（本局）及び管内の事務（管理）所及びセンター・出張所の庁舎に本省が作成した期間の周知用ポスターを掲示するとともに、ホームページを活用し、期間行事（講習会）の実施等について広報を行う。また、電光掲示板（広島合同庁舎内のディスプレイ等）を用いた広報についても併せて行う。

なお、管内各県においても、県庁、出先機関等の庁舎にポスター等を通じた広報を行う。

更に、管内建設業団体等を通じて、多くの建設業者等に対し期間行事（講習会）の実施について周知を図る。

（2）建設企業等を対象とした講習会等の開催

「建設業法に関する講習会」を中国地方整備局及び各県の主催により、管内8会場（鳥取県・島根県・広島県は2会場、岡山県・山口県は各1会場）で開催すると共に、講習会資料を「中国地整 HP」にて公開する。

内容については、昨年10月1日に施行された改正建設業法の確実な履行がなされるよう改正事項の再周知と、建設業法令遵守ガイドラインに沿った建設業法令遵守の留意点などについて、質問が寄せられることの多い事項や違反の多い事項を中心に説明するとともに、各種相談窓口の紹介と建設キャリアアップシステムの説明を実施し制度の周知を図る。

また、厚生労働省所掌分野のうち建設業に関わるもの（建設業の働き方改革）について2会場（広島・福山会場）の講習会の講義に盛り込み、建設業における長時間労働削減に関する建設業の働き方改革に役立つよう周知・配慮に努める。

新型コロナウイルス感染防止対策として、講習会は会場定員の1/2以下の募集人数とし、来場者のマスク着用、手指の消毒を促すとともに、会場の換気を行う。感染拡大の状況によっては、WEB開催に切り替える。

（3）立入検査等の実施

各許可行政庁が単独で行う通常の立入検査に加え、中国地方整備局と各県が連携した合同立入検査（大臣許可業者、知事許可業者ともに対象とする。）を実施し、法令違反や不適切な行為が見受けられた場合には、必要に応じて指導・監督を行うと共に、各種相談窓口を紹介する。

また、建設キャリアアップシステムの登録状況等についてヒアリングを実施し、未登録会社へ制度の周知を行う。

令和3年度 建設業法に関する講習会

～みんなで守る 適正取引～

国土交通省では、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」として、建設業における取引の適正化に関する集中的な取組を行います。

中国地方整備局と管内各県の主催により、建設業取引適正化を推進するため、以下のとおり講習会を開催します。多数の皆様のご参加をお待ちしています。

*** 申込み方法・注意事項は裏面をご覧ください（先着順です）**

■ 鳥取県（鳥取・倉吉会場）

【鳥取会場】（定員約50名 申込〆切11月5日）
日時：11月16日(火) 13:10～15:10
場所：鳥取県庁第二庁舎 4階 第22会議室
(鳥取市東町1-271)

【倉吉会場】（定員約60名 申込〆切11月15日）
日時：11月26日(金) 13:10～15:10
場所：中部総合事務所 2階 講堂
(倉吉市東殿城町2)

■ 広島県（広島・福山会場）

【広島会場】（定員約100名 申込〆切10月26日）
日時：11月2日(火) 13:10～15:40
場所：広島合同庁舎1号館付属棟2階大会議室
(広島市中区上八丁堀6-30)

【福山会場】（定員約50名 申込〆切10月19日）
日時：10月29日(金) 13:10～15:25
場所：広島県福山庁舎第3庁舎
第381・382会議室
(福山市三吉町1丁目1-1)

■ 島根県（出雲・浜田会場）

【出雲会場】（定員約100名 申込〆切10月15日）
日時：10月26日(火) 13:10～15:25
場所：島根県出雲合同庁舎 7階
702・703会議室
(出雲市大津町1139)

【浜田会場】（定員約45名 申込〆切10月14日）
日時：10月21日(木) 13:10～15:10
場所：島根県浜田合同庁舎 2階 大会議室
(浜田市片庭町254)

■ 山口県（山口会場）

【山口会場】（定員約80名 申込〆切10月29日）
日時：11月10日(水) 13:10～15:10
場所：山口県庁 厚生棟
3階 職員ホール
(山口市滝町1-1)

■ 講習内容 ■

「建設業法と法令遵守について」
「建設業法違反事例について」
「建設キャリアアップシステムについて」



（広島会場・福山会場のみ）
上記に加え

「労働基準監督署から働き方改革のお知らせ」

《お問い合わせ先》

国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 担当：土井・正木
TEL：(082)221-9231 内線 6142 / 6148

令和3年度 建設業法に関する講習会 参加申込について（参加無料）

↓ こちらの参加希望会場の二次元バーコードからお申し込みください。

こちらの二次元バーコードを読み込んでいただくと、受付フォームが開きます。必要事項を入力し「送信」ボタンを押してください。*メール・FAXでは受け付けていません。ご注意ください。

※講習会申し込みの受付は**先着順**とし、**定員になり次第、締切**とさせていただきます。

■ 鳥取会場 ■



〆切 11月5日

■ 倉吉会場 ■



〆切 11月15日

■ 広島会場 ■



〆切 10月26日

■ 福山会場 ■



〆切 10月19日

■ 出雲会場 ■



〆切 10月15日

■ 浜田会場 ■



〆切 10月14日

■ 岡山会場 ■



〆切 10月22日

■ 山口会場 ■



〆切 10月29日

申込みについて

※必ずお読みください。

- ①講習会申し込みの受付は**先着順**とし、**定員になり次第、締切**とさせていただきます。
(定員超過により参加について調整させていただく場合は、ご連絡を差し上げます。)
- ②各会場への来場にあたりましては、**公共交通機関**の利用にご協力をお願いします。
- ③移動抑制の観点から最寄り会場への申込みをお願いします。
- ④多くの方が受講できるよう、参加人数は**各企業（団体）2名様迄**をお願いします。
- ⑤お申し込みを受け付けた際は、申込み〆切日の翌日までに
アドレス：R3kensetsugyo-koshukai@cgr.mlit.go.jpから返信メールをいたします。
申込みフォームに記載するメールアドレスはお間違えのないよう入力してください。
また、メールの受信制限をされている方は、上記のアドレスから受信できるように**設定**をお願いします。
★申込み〆切日の翌日を過ぎても、返信がない場合は表紙のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ⑥当日は、上記アドレスからの返信メールを受付にてご提示ください。

コロナ対策について

※必ずお読みください。

- ①各会場への来場にあたりましては、**マスク着用**をお願いします。また、体調の悪い方のご来場はお控えください。会場の受付で検温を実施いたします。
- ②**感染拡大の状況によっては、会場開催を取りやめし、ライブ配信によるWEB開催に切り替えます。**ライブ配信に切り替える際のご案内、URLは申込み時のメールアドレスに送付いたしますので、**必ずご確認ください。**間違って来場されないようご注意ください。

その見積りは 適正な価格に なっていますか？



みんなで守る適正取引

- ・その金額ありきで、見積りを作らせていませんか？
- ・労務費や法定福利費を見積りに反映させていますか？



請負代金を決定するにあたっては、双方で見積り依頼・提出を踏まえて協議を行ってください！



令和3年度 10・11・12月は

建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進期間

検索

主催 国土交通省、都道府県

協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構